

確認申請・中間検査・完了検査

手数料金額

手数料を徴収する区分		確認申請	中間検査	完了検査	
				中間検査を受けたもの	中間検査を受けていないもの
建築物に関する確認の申請	昇降機に係る部分が含まれない場合	30m以内のもの	10,000	20,000	23,000
		30mを超える、100m以内のもの	21,000	26,000	30,000
		100mを超える、200m以内のもの	37,000	33,000	40,000
		200mを超える、300m以内のもの	48,000	43,000	58,000
		300mを超える、1,000m以内のもの	79,000	62,000	94,000
		1,000mを超える、2,000m以内のもの	112,000	85,000	122,000
		2,000mを超える、10,000m以内のもの	315,000	175,000	194,000
		10,000mを超える、50,000m以内のもの	461,000	289,000	306,000
		50,000mを超えるもの	899,000	606,000	622,000
建築設備に関する確認の申請	小荷物専用昇降機以外の建築設備(エレベーター、エスカレーター等)		25,000	—	38,000
	小荷物専用昇降機		9,000	—	21,000
	小荷物専用昇降機以外の建築設備(エレベーター、エスカレーター等)	計画変更	11,000	—	—
	小荷物専用昇降機	計画変更	6,000	—	—
工作物に関する確認の申請	工作物		22,000	—	23,000
	工作物	計画変更	9,000	—	—

手数料の区分における床面積の算定方法について

区分		床面積の算定方法
確認申請 中間検査 完了検査	新築または増築	当該建築に係る部分の床面積
	移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更	当該移転、修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の2分の1
確認申請 (計画変更)	新築または増築	当該建築に係る部分の床面積の合計の2分の1 (床面積を増加する場合にあっては、当該増加する床面積)
	移転、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更	当該計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1

工作物(擁壁)の手数料に係る基数の算定方法について

区分	基数の算定方法	例
擁壁の高さが異なる場合	高さが異なる擁壁をそれぞれ1基として算定	H=3m、4mなど構造計算が異なるもの(間知石の場合は、図集のタイプごとにそれぞれ1基として算定する。)
擁壁の構造種別及び構造形式が異なる場合	構造種別や構造形式ごとにそれぞれ1基として算定	間知石、L型擁壁(現場打ち)、L型擁壁(PC)、逆L型擁壁等、構造種別や構造形式が異なり、それぞれ別の構造計算を伴うもの。
基礎工法が異なる場合	異なる基礎工法ごとにそれぞれ1基として算定	直接基礎、杭基礎など基礎の構造計算が異なるもの。(地盤の許容応力度が異なる場合もそれぞれ1基として算定する。)